

1. 附属機関について

行政における附属機関とは、行政執行のために、又は行政の執行に伴い必要な調停、審査、審議、又は調査等を行うことを職務とする機関のことです。また、地方自治法第百三十八条の四に規定する委員会、附属機関については法律又は条例によらなければならないとされています。

一方、意見聴取を目的とする懇談会、内部職員を委員とし外部アドバイザーの参画も得ている庁内会議などは附属機関でなく、要領で設置することができるその他の会議に分類されます。

(参考)地方自治法（昭和22年法律第67号）

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

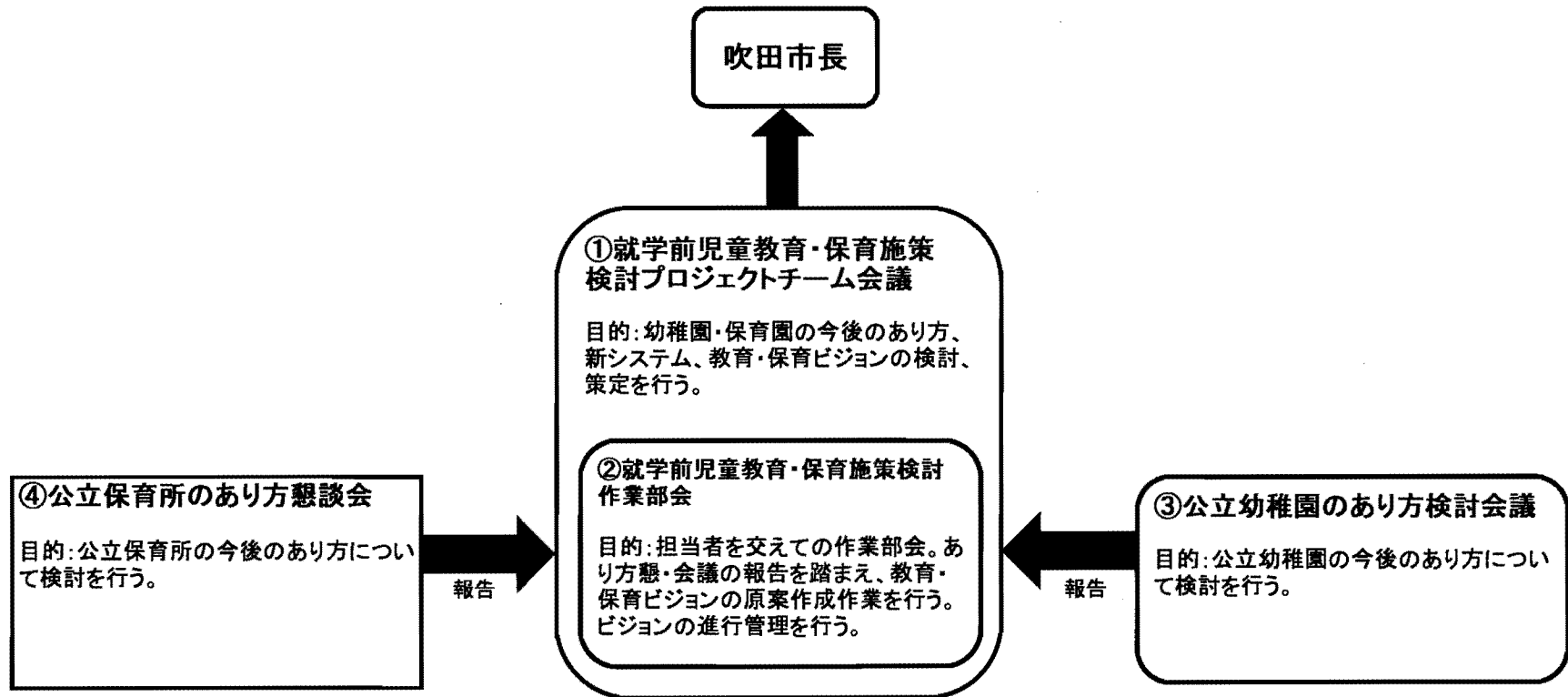
③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二百二条の三 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

② 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

③ 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

2.会議組織図



3.吹田市公立保育所のあり方懇談会 報告書（案）

平成24年（2012年）**月

吹田市公立保育所のあり方懇談会

－ 目 次（案） －

- 1 はじめに（本報告書作成の背景と趣旨）
- 2 公立保育所が担うべき役割
 - （1）公私立保育所の役割
 - （2）特別保育について
- 3 保育所入所待機児童対策
- 4 地域子育て支援事業
- 5 保育所施設・設備の整備
- 6 その他
 - （1）民営化のあり方
 - （2）保育料について
 - （3）保育士配置基準
 - （4）幼保の連携について